

代理人による届出の場合、いずれか選択してください
(代理人が義務者の場合)
⇒【届出者兼温室効果ガスの排出について責任を有する者記載の者の代理人】
(代理人が義務者でない場合)
⇒【温室効果ガスの排出について責任を有する者記載の者の代理人】

氏名欄は下記のとおり記載してください。

・上のセル
(法人の場合)⇒法人名称
(個人の場合)⇒空欄
・下のセル
(法人の場合)⇒代表者の資格名称※(肩書・役職)及び氏名
※印鑑証明書や登記簿に記載と合わせてください。
(個人の場合)⇒氏名

所有事業者等の変更を届出の場合は、「①義務者変更を届け出る場合の記入例」に準じて記入してください。

届出者兼温室効果ガスの排出について責任を有する者記載の者の代理人

住所 東京都千代田区□□町一丁目1番1号

氏名 株式会社 東京〇〇〇

代表取締役 □□□□

代表
取締役
之印

(法人にあっては名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地)

所有事業者等届出書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の
業活動に伴う温室効果ガスの排出について責任を有する者

指定番号のない新規事業所の場合、
こちらは空白のまま御提出ください。

温室効果ガスの排出について責任を有する
者の種類(別紙参照)の中で、該当するもの
をプルダウンで選択して下さい。

※但し、所有者の場合は「所有者」を選択

を有する者に関し、次のとおり届出してください。

事業所の名称	指定 番号	■ ■ ■ ■	名称	新宿〇〇ビル
--------	----------	---------	----	--------

当該事業所の排出責任者全員の記入押印が必要となります。(右上に記載の義務者は押印不要です。)

【1段目】住所

【2段目】(法人の場合)法人名 (個人の場合)空白

【3段目】(法人の場合)代表者の資格名称※(肩書・役職)及び氏名 (個人の場合)氏名

※印鑑証明書や登記簿に記載されているもの

◆以下の場合には押印不要です。

・委任状又は委任状兼使用印鑑届を提出済みで、代理人が届出者となり記名押印している場合

■義務者となる方が4名以上いる場合■

この欄に『別紙「所有事業者等届出書の申請者一覧」のとおり』と記載して、届出者一覧を添付してください。

主	種	類
代表 取締役	第2号	
所有者		

責任を有する者
代表取締役 □□□□
新宿区□□町一丁目1番1号
投資法人 新宿〇〇〇
執行役員 □□□□

合計人数も忘れずに記入してください。

合計人数 3 名

「義務者とならない所有者」がない場合、同意書の提出は不要となりますので、リストから「なし」を選択してください。

※義務者とならない所有者は同意書の提出が必要となります。

事業所の所有者
の同意書

別添のとおり

連絡先	会社名	株式会社 東京〇〇〇	郵便番号	〇〇〇-△△△△
	住所	千代田区□□町一丁目1番1号	所属名	総務部環境課
	担当者名	東京 一郎	電話番号	03-□□□□-△△△△
	FAX番号	03-△△△△-〇〇〇〇	メールアドレス	tokyo.ichiro@△△△.co.jp
	備考			

・この書類の問合せに責任を持って対応できる方を記入して下さい。

届出対象事業所の「事業所の連絡先」の
登録を**変更希望**の場合は、備考欄の**プル
ダウン**から該当する内容を選択してく
ださい。
本届出でオンライン提出の利用申請を行
う場合は、捺印し、備考欄の**プルダウン**
から該当する内容を選択してください。

温室効果ガスの排出について責任を有する者の種類

- (第1号) 区分所有されている場合の管理組合法人
- (第2号) 信託されている場合の信託受益者
(証券化され、かつ信託されている場合のSPC＝信託受益者を含む)
- (第3号) 証券化され、かつSPCが直接所有している場合のアセットマネージャー
- (第4号) 証券化され、かつ信託されている場合のアセットマネージャー
- (第5号) PFI事業として整備されている場合の選定事業者
- (第6号) 主要なテナント又は特定テナント等事業者
※主要なテナント：
全体の排出量に対し、「単独で5割以上」又は「単独で1割以上で合わせて5割以上となる複数のテナント（例えば、排出量の3割のテナントA、排出量1割のテナントB、排出量1割のテナントCがいるときのA、B、Cの3者全員）」
※特定テナント等事業者：
5000平方メートル以上の床面積を使用しているテナント
又は、前年度6月1日から1年間の電気使用量が600万キロワット時以上となるテナント
- (第7号) 事業所の住居の用に供する部分のみを所有する者
- (第8号) その他契約等により設備更新等の権限を有する者